

2018年度同志社大学大学院司法研究科

後期日程入学試験問題解説

民法

問（1）

本問は、Bの欺罔行為によりBとの間で本件土地甲の売買契約を締結したAが民法96条1項に基づき、意思表示を取消したという事案にかかるものである。

したがって、AがBに送付した内容証明郵便は、民法96条1項に基づく取消権を行使する旨の意思表示であるという法的意義を有する。

民法96条1項に基づく法律行為の取消しが効力を持つためには、次の要件を充たす必要がある。

- ① 表意者の意思表示
- ② 相手方の欺罔行為
- ③ 欺罔行為が違法なものであること
- ④ 相手方が表意者を錯誤に陥らせようとする故意
- ⑤ 表意者を錯誤に陥らせることで意思表示をおこなわせようとする故意
- ⑥ 錯誤と意思表示の間の因果関係
- ⑦ 表意者の意思表示が相手方に到達したこと

本問では、Aは、Bが「土地甲が不等沈下する土地である」との説明をおこなったために(②)、そう信じて(⑥) 売買契約の締結を承諾したものであり(①)、またなんの根拠もなくそのような説明をしたBの行為は違法なものであって(③)、それによって錯誤に陥らせるだけでなく、売買契約を締結させようとしたものであるから(④、⑤)、Aには民法96条1項の取消権が発生していると考えられる。

そして、Aの内容証明郵便はBのもとに到達しているから(⑦)、取消しは効力を持ったものと考えることができる。

問（2）

Cは、いわゆる詐欺取消しがおこなわれたあとで、Bから本件土地甲を買い

受けており、いわゆる取消後にあらわれた第三者にあたる。民法 96 条 3 項は詐欺の事実を知らずに、いったん権利を取得した第三者の民法 121 条の定める遡及効からの保護が問題となっている。そう考えると、いずれにせよ取消後に現れた第三者は、遡及効によって既に権利を失っている者から権利を取得したのであり、この規定の予定するところではないことになろう。しかし、この場合の第三者をまったく保護しないてよいかは、問題である。

1. 復歸的物權變動構成

判例は、取消によって、いったん B に移転した権利が再び A に戻ってくる。さらに B からそれとは別に C に権利が移転すると見て、あたかも B から A と C とに二重に売買がなされたのと同様に考えて、A と C という二人の真性の権利者との間での対抗関係が問題となっていると考えて、民法 177 条を適用する。

2. 遡及効貫徹説：民法 94 条 2 項類推適用説

一方学説上の有力説は、判例が取消の前と後で遡及効の扱いを変えていることを批判して、民法 121 条本文が取消の遡及効を正面から認めていることを重視し、取り消された以上 B は無権利者であり、したがって、C も無権利者に過ぎないことを主張する。そうすると民法 96 条 3 項のような規定がない以上 C は保護されないことになりそうである。しかし、A が詐欺による法律行為を取り消したにも関わらず、抹消を求めることができたにも関わらず登記をそのままに放置したために、その権利の外形を信じて取引関係に入った Y を民法 94 条 2 項の類推適用によって保護すべきであると主張する。

以上のいずれの見解によってもよいが、いずれかの法的構成を採用した上で、本問の事案にあてはめることが必要である。

3. C の悪意の意義

判例のように、対抗問題だと構成する場合、C が A の取消しを知っていたことは、民法 177 条の適用上問題とならないが、C に信義則に反するような事情がある場合には、背信的悪意者として、A に登記がないことを援用できなくなる可能性がある。しかし、本問では、そのような事情はうかがえない。

他方、94 条 2 項類推説では、悪意者は保護されないから、C が登記を取得する時に悪意である場合は、保護されない可能性がある。

問（3）

不法行為の被害者であるFが、D社に損害賠償をする場合の、請求の根拠は、民法715条の規定する使用者責任である。

使用者責任の要件は、被用者であるEが不法行為の要件を充たしていること
の他に、①使用者と被用者の間に使用関係（実質的指揮監督関係）があること、
②被用者の行為が業務の執行と関連することである。

本問のEの行為は、いずれの要件も充たすから、民法715条によってFは損害賠償を求めることができる。

以上